

写

御住環第 53 号
平成 23 年 3 月 25 日

株式会社マルエス産業
代表取締役 酒井良郎 様

御嵩町長 渡辺公夫



前沢地区感染性産業廃棄物処理施設設置事業計画に係る質問について

平成 22 年 10 月 12 日付にて貴社が岐阜県に提出された「廃プラスチック類の破碎施設（政令第 7 条第 7 号）」の産業廃棄物処理施設設置事業計画について、計画地の町として下記のとおり質問いたしますので、平成 23 年 4 月 25 日（月）までにご回答をくださいますようお願い申し上げます。なお、当町からの質問及び貴社からのご回答は、すべて公開にて行いますのでご了承ください。

また、地元住民をはじめ町民の安心・安全確保のため、誠実にご回答いただけるものと強く期待しております。今後も当該事業計画について疑問が生じた場合、改めて質問させていただくこともありますのでよろしくお願いします。

記

I 計画地として前沢地区を選定されたことについて

1 計画地である前沢地区には、県営かんがい排水事業にて建設された「前沢ダム」があり、今回の計画地と隣接しております。このダムは、営農の進展向上を目的として可児川沿岸 508.3ha の農地へ用水を供給しております。また、当該地域は、御嵩町を象徴する里山に抱かれた自然生活地域であり、「御嵩町希少野生生物保護条例」で指定され保護すべき希少野生生物も多数確認されております。そのうえで当該地域は都市計画区域内にあり、建築基準法第 51 条に規定する「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」とありますように、御嵩町として計画地をそのような位置付けはしておりません。よって感染性産業廃棄物処理施設の設置については法解釈上困難であると考えております。このような地域に位置する当該地を計画地として選定した理由についてほかの地域や土地と比較して、生活環境上より一層問題がないことを、上記に示しました「前沢ダムと農業用水」「保護すべき希少野生生物」「建築基準法」の観点からご説明ください。

2 感染性廃棄物入りメディカルボックス（以下「MD ボックス」といいます。）の加水分解処理には相当な水量が必要とされております。MD ボックスを投入後、処理が完了す

るまでの一サイクルに水量はどれくらい必要ですか。水道水の供給を受けることができない地域ですが、どこから取水されますか。もし、その水源を地下水とした場合、脱臭効果のための「マイクロゲル」には不向きとされていますが、装置運転上問題となりませんか。さらに水位観測調査や水量調査、地盤影響調査を行う必要があると思われます。使用水量、取水元及び調査の必要性について根拠となる資料を示してご説明ください。

Ⅱ 廃棄物の処理工程について

- 1 加水分解加熱器による感染性産業廃棄物処理施設は他に導入例があると説明されていますが、加水分解加熱器、塵芥除去装置など処理工程全般に渡り今回の事業計画では、導入例と比較してどの部分が新規に装置を導入され、どの部分が導入済みの装置なのか図示などにより明確にご説明ください。
- 2 廃プラスチック類を破碎する際、有害化学物質等発生に蓋然性があることが一般的に言われています。事業計画書ではボイラーの燃焼に伴う生活環境調査は行っていますが、廃プラスチック類からの有害化学物質等発生の測定・試験・調査はされていません。その必要はありませんか。根拠資料に基づきご説明ください。
- 3 滋賀医科大学の「非燃焼型医療廃棄物処理機」の事例によりますと、廃棄物に血液が多く含まれた場合、窒素酸化物が検出されるという結果が出ています。上記の測定・試験・調査も含め事前の検査・試験・調査が不足又は不明確と思われます。明確な説明をお願いします。
- 4 悪臭調査は、感染性廃棄物の受け入れや保管の状況により判断され生活環境影響調査項目から外されております。廃棄物に血液が多く含まれた場合、高温高湿での処理により臭いは強くなるといわれておりますが、その点での事前調査は必要ありませんか。具体的な資料を示してご説明ください。
- 5 圧力をかけて加水分解加熱器内で処理をされることですが、MDボックス投入口の蓋及びジョイント部分から蒸気漏えいの可能性はありませんか。
- 6 排水はないとされていますが、加水分解加熱器の洗浄時、また、接続管やドレンからの排水（漏水を含む。）も全くありませんか。全く同様の処理工程にて確認し、試験された結果等根拠となる資料を示してご説明ください。
- 7 加水分解加熱器をはじめ、塵芥除去装置や脱臭装置など処理工程上の機器・配管などのメンテナンスや検査はどのようにされますか。病原体や有害化学物質が付着している可能性もあると思われますが、作業員の服装、付着塵芥物及び洗浄液体の処理など二次感染やその拡大防止の観点から具体的な方法をご説明ください。

- 8 加水分解加熱器の減圧のため、水蒸気を外部へ放出するとした理由について、広島県呉市内の同様な施設では「逆浸透膜ろ過装置」にて水を循環していますが、そのことと比較して、生活環境上の観点から優位であることを試験結果等具体的な資料を示してご説明ください。
- 9 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）では、その処理方法を①焼却設備を用いて焼却する方法 ②溶融設備を用いて溶融する方法 ③高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）装置を用いて滅菌する方法（さらに破碎する等滅菌したことを明らかにすること。） ④乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法（さらに破碎する等滅菌したことを明らかにすること。） ⑤消毒する方法 のいずれかの方法により行わなければならないとしています。当該施設は、③高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）装置を用いて滅菌する方法を採用されていますが、この方法を選定された理由を他の処理方法と比較して安全性や生活環境上の観点から優位である点について、試験・調査期間、回数その他試験結果等具体的な資料を示してご説明ください。
- 10 感染性廃棄物は、包帯、ガーゼ、メス、注射器、ガラス、金属、ゴムのほか、体温計や血圧計に使用されている水銀等の重金属や乾電池、試薬等医療系廃液など様々なものが考えられます。重金属や試薬等医療系廃液、有害化学物質はどのように回収し、どのように処理されますか。具体的な確認方法及び処理工程上の箇所を示してご説明ください。

III 加水分解加熱器について

- 1 廃棄物の処理時間及び処理温度について、事業計画書に記載されている数値が統一していません。実際行う数値をお示しください。また、処理温度は、加水分解加熱器及び処理工程内のどこで測定されますか。また、その設定数値とした理由について具体的な試験・調査結果等資料を示してご説明ください。
- 2 加水分解加熱器へはMDボックスを自動投入するということですが、MDボックス投入時又は破碎時において、病原体や有害化学物質の投入口などから飛散を防ぐ手法について試験結果等資料を示してご説明ください。
- 3 一サイクルの処理が完了後、二サイクル目の処理を行うため投入口の蓋を開けた際、加水分解加熱器内の蒸気が放出されると思われます。これは集塵除去装置を通してない蒸気ですが、その蒸気の処理はどのようにされるのかご説明ください。

IV 中間処理物について

- 1 広島県呉市内の同様な施設の中間処理物と貴社から提供された中間処理物と比べ、色（褐色と灰色）及び形状（粉状と纖維状）が大きく違っています。その理由について、安全性や生活環境上の観点からご説明ください。

- 2 医療系廃棄物の廃プラスチックには有機塩素が多く含まれ、中間処理物の塩素値及び酸性値が高くなり、有価物として売却されない可能性はありませんか。試験結果等具体的な資料を示してご説明ください。
- 3 中間処理後、売却される中間処理物以外に産業廃棄物は排出されませんか。その場合、処理はどのようにされるのかご説明ください。
- 4 中間処理物を売却される計画となっていますが、中間処理物は実質、産業廃棄物ではありませんか。
- 5 中間処理物の温度が室温より高く、自然発火の可能性はありませんか。試験結果等温度変化状況を示してご説明ください。

V 事業計画について

1 事業計画書では、平成23年4月より着工、同年6月事業開始予定とされ、平成22年10月事業計画書提出の8か月後という短期間で設定されています。この短期間の設定からすれば、すでに感染性産業廃棄物の受け入れ医療機関、収集・運搬事業者、中間処理物の売却事業者の目途は当然付いていると思われます。このことは、排出事業者、収集運搬事業者そして処理業者間の取引に伴う産業廃棄物の不適正な処理による社会的影響は大きく、処理すべき感染性産業廃棄物の搬入元及び中間処理物の排出先が計画段階で明らかになっていることが、周辺住民の懸念を少なくし、さらには適正処理を推進するためにも必要とするところです。

当方にて、事業計画書に記載してある収集・運搬事業者及び中間処理物の利用事業者からの聞き取りによりますと、次のようなコメントをいただいております。

- ◇ 収集・運搬事業者からは、①全く取引はなく、取引協議もないこと ②処理能力が小さく、安定した受入れ体制及び受入れ量に懸念があること ③処理能力から中間処理物の安定及び均一した助燃材となり得るか懸念があること ④収集運搬コストが嵩むことへの懸念があること
- ◇ 中間処理物利用事業者からは ①全く取引はなく、取引協議もないこと ②燃料として利用しているものは、排出事業者が分別し品質保証されたRPFであること ③ダイオキシン特措法遵守の点から感染性廃棄物をはじめ RDFは利用していないこと

以上のことから、事業計画書に記載してあります事業者との程度調整され、提出されたものか大きな疑問があります。事実関係についてご説明ください。

- 2 事業計画書の経営収支では初年度から事業が黒字経営となっております。事業計画書に記載されている収集運搬事業者からの聞き取りによりますと、岐阜県内の医療系廃棄物の収集量は4,000トンから5,000トン程度と言われています。そのうち初年度から

2,100トン(7,200m³)を見込み、3年目は3,600トン(12,000m³)を見込んでおられ、さらには土岐市内にも同様の処理施設の設置を計画されており、収集量確保の実現性に疑問を持っております。感染性廃棄物をどの地域から収集され、中間処理物を最終にどの地域へ売却又はどの地域で処理されるのか上記の事実関係と併せて具体的にご説明ください。

- 3 財団法人建設業情報管理センターで公表されている経営事項審査結果によりますと、過去3年間の経常利益が大きく減少して、平成22年4月30日審査は赤字となっている状況です。初めて感染性産業廃棄物処理事業を運営されると思われますが、今回の事業への投資が貴社の経営に大きく影響を及ぼす恐れ、又は経営状態を悪化させる恐れはありませんか。事業計画書(経営収支)に記載されている感染性廃棄物の受入れ量、その受入れ単価、中間処理物売却単価が妥当であることを、具体的な数値及び資料を示してご説明ください。
- 4 11月25日に前沢公民館で開催された地元住民説明会においては、事業計画の詳細説明や質疑への応答は、貴社ではなく他の事業者が行ったとお聞きしております。そこで、当計画施設は、だれが設置され、だれが運用し、だれが管理されるのか具体的な事業者とその代表者名をお教えください。また、処理運用の第一責任者も併せてお教えください。
- 5 当該施設に従事する作業員の服装について、MDボックスの施設内運搬、水蒸気の施設内の放出、加水分解加熱器投入口の開閉、処理工程上の配管ドレイン操作、加水分解加熱器清掃作業時など二次感染予防の観点からご説明ください。
- 6 やむを得ず運転を長期間休止することは全くありませんか。可能性があるとするならその間、毎日搬入され、増え続けるMDボックスはどのように保管されるのかご説明ください。
- 7 今回の東北関東大震災は、想定を超える自然災害は起こりうることを改めて知らしめる結果となりました。科学技術には「絶対」ということはなく、更にはヒューマンエラーが起こることも想定しておくことが必要です。
具体的には、加水分解加熱器等に不具合が生じた場合、停電等外部要因により運転が停止した場合など、事業計画の現段階から自然災害や人的災害の事故が発生した場合のリスク評価及び対応手順を明確にしておく必要があります。
そこで、廃棄物の滅菌状況の確認方法、病原体や重金属、有害化学物質の飛散防止について試験・調査結果に基づき、リスク評価及び対応手順について具体的な資料を示してご説明ください。その際、想定ごとに廃棄物の状態、作業員の服装、加水分解加熱器内部の圧力及び温度、排気又は排水の有無の項目に触れながらご説明ください。